

みなトクモン委員会 御中

「みなトクモン」登録申請書

「みなトクモン」への登録について、裏面記載事項に同意の上、申請します。

■ 登録者について			
ア) 企業・事業所・商店名			
イ) 業 種			
ウ) 連絡先	所在地	〒 —	
	メールアドレス		
	TEL		FAX
	代表者役職		氏名
■ 登録する内容			
エ) 活用するみなトクモンのたまご (該当する主なもの1つに○)	1 まつり・フェスティバル	2 夕陽・夕焼け・夕景・夜景	3 海・川・港町
	4 桜	5 ひまわり	6 港区の地名
		7 あなご	
オ) 概ね50年以上経過する産品	事業開始年月(年 月)		
カ) 具体的内容	<input type="checkbox"/> 産品 <input type="checkbox"/> マル伝 <input type="checkbox"/> イベント・活動 (概要)		
	(産品の場合) 名称、種類、サイズ、販売価格、販売場所、販売先 ※産品の見本を添付して下さい(添付できない場合は写真、イメージ画等可) ※マル伝(概ね50年以上経過する産品)については、それを証明するものを添付して下さい。		
	(イベント・活動の場合) 名称、実施実績(実施回数・実施場所・対象・入場料の有無等) ※チラシ・パンフレット等があれば添付して下さい		
キ) コンセプト			

※記載欄が不足する場合は、別紙として資料を添付して下さい。

※この申込書に記載された個人情報等については、当該事業以外の目的に使用することはありません。

「みなトクモン」の登録について

(目的)

港区内に主たる事業所を有する事業者等により、港区の地域資源である7つの「みなトクモンのたまご」を活用して生み出される、オリジナルな食品・商品・工業品・工芸品等の製品やイベント・活動、または製造されて概ね50年以上経過する伝統性や物語性のある産品を「みなトクモン」として登録し、港区のまち魅力を高め、地域経済の活性化につなげる。

(登録)

「みなトクモン」に登録する場合は、所定様式による登録申請書をみなトクモン委員会(以下「委員会」という。)提出すること。

(登録条件)

- (1) 産品については、商品として販売中もしくは販売予定であるものとする。
- (2) イベント・活動については、実施実績がありかつ港区の魅力の向上に貢献するものとする。

(登録できないもの)

- (1) 登録申請する者(以下「申請者」という。)が、以下の各項目に該当する場合は登録申請できない。
 - (ア) 暴力その他反社会的な活動をしていること
 - (イ) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる活動をしていること
 - (ウ) 公序良俗に反する活動をしていること
 - (エ) 「みなトクモン」を政治、宗教活動に利用すること
 - (オ) 「みなトクモン」を暴力その他反社会活動に利用すること
- (2) 登録申請する対象が、以下の各項目に該当する場合は登録申請できない。
 - (ア) 環境、生命、健康、教育、住民生活等へ悪影響を及ぼすもの
 - (イ) 公序良俗に反するもの
 - (ウ) 産品については、関係法規を遵守せず生産、販売されたもの

(登録の取り消し)

登録後、上記(1)(ア)から(オ)及び(2)(ア)から(ウ)に該当することが認められた時は登録を取り消すものとする。

(登録の決定)

みなトクモン委員会(以下「委員会」という。)は、登録の適否を決定した時は、その結果を申請者に通知する。

(広報)

委員会は、登録された「みなトクモン」について、広報媒体で紹介を行う。

(みなトクモンロゴマークの使用)

- (1) 登録の決定を受けた者(以下「登録者」という。)は、みなトクモンロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用することができる。
- (2) ロゴマークの使用に当たっては別途要綱を定める。

(免責)

委員会並びに委員会を構成する各団体は、「みなトクモン」の登録、利用、登録の取り消しによって生じた登録者本人、登録者本人が所属する組織・団体並びに第三者への損害については、一切の責任を負わないものとする。